

# 幌延町税条例の一部改正のお知らせ

地方税法などの改正に伴い、幌延町税条例の一部を改正しましたので、主な内容をお知らせします。

## 1 軽自動車税

(1)原動機付自転車、2輪車、小型特殊自動車などの税率変更

平成26年度の税制改正により平成27年度から税率の引き上げを実施する予定でしたが、平成27年度税制改正により引き上げ時期を1年延期することになりましたので、平成28年度から税率の引き上げを実施します。

車種区分		平成27年度	平成28年度以降
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超 90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超 125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
2輪の軽自動車（125cc超 250cc以下）		2,400円	3,600円
2輪の小型自動車（250cc超）		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	2,000円
	その他のもの	4,700円	5,900円
専ら雪上を走行するもの		2,400円	3,000円

(2)3輪以上の軽自動車税に対する軽減特例（グリーン化特例）

平成27年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）に新車新規登録された3輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃費性能の優れたものについて、平成28年度に限りグリーン化特例を適用します。

<軽乗用車>

対象車	内容
電気自動車等	税率を概ね75%軽減
平成32年度燃費基準+20%達成車	税率を概ね50%軽減
平成32年度燃費基準達成車	税率を概ね25%軽減

<軽貨物車>

対象車	内容
電気自動車等	税率を概ね75%軽減
平成27年度燃費基準+35%達成車	税率を概ね50%軽減
平成27年度燃費基準+15%達成車	税率を概ね25%軽減

※「電気自動車等」：電気自動車及び天然ガス自動車（平成21年排出ガス10%低減）

※ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車に限ります。

車種区分	標準税率 (平成27年4月1日以降 に新車新規登録された車)	グリーン化特例（軽課税率） (平成28年度のみ)			
		25%軽減	50%軽減	75%軽減	
3輪	3,900円	3,000円	2,000円	1,000円	
4輪 以上	乗用 営業用	6,900円	5,200円	3,500円	1,800円
	乗用 自家用	10,800円	8,100円	5,400円	2,700円
	貨物用 営業用	3,800円	2,900円	1,900円	1,000円
	貨物用 自家用	5,000円	3,800円	2,500円	1,300円

※平成27年3月31日以前に新車新規登録された3輪以上の軽自動車については、平成28年4月1日以後の賦課期日（毎年4月1日）現在に、登録から13年経過となるまでは現行税率のままとなります。